

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録 (3 日目)

(平成 28 年 3 月 7 日 午後 1 時 00 分)

●議長 (小林幸雄) 休憩前に続き会議を開きます。

通告の 3 永原和男議員。

- 1 4 月からの新年度で公約をどのように実現しますか
- 2 子育てを応援する施策の拡充を
- 3 奨学金制度の見直しを

議席番号 5 番・永原和男議員

◆ 5 番 (永原和男) 議席番号 5 番・永原和男でございます。横川町政の 2 年目となります 28 年度が、まもなくスタートするわけですが、町民に約束した公約をどのように実現をしようとしているのか、数点にわたり伺いたいというふうに思います。

町長の公約に、生活サポート支援制度の確立がございます、まずこの制度が、いかなる制度なのか、また 28 年度予算にどのような予算措置を講じておられるのか、伺います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 永原議員さんの御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。今御質問にありました、私の公約の一つでもあります、生活サポート支援制度は、どのような内容と言いますか、どのようなことを想定しているか、そしてまた 28 年度予算にどう反映しているか、こういうお尋ねでございます。

私は、この生活サポート支援制度というのは、基本的には高齢者・障がい者の皆さん方が、それぞれ安心して地域で生活できる、サポート体制というのは、この高齢化が進んでいる、あるいは高齢世帯が増えている、そういう中で、大変今後大事な行政の課題になっていくのであろうというふうに思って、そのことを一つに掲げているわけでございます。その思いは、今申し上げましたように、それぞれ住み慣れた地域で生涯安心して生活ができる、そういう地域づくりというのが必要なのであろうと思えますし、そのことがまた一方で、それぞれの地域の活力の維持にもつながってくる、そういう思いからでございます。

現在、社会福祉協議会でも、地域福祉推進事業として平成 26 年からお買い物サロンや、町が委託しております配食サービス等々の事業を展開しておるわけですが、これらの事業は、ある面、限られた日にちで行われている事業であります。そのことは、事業の一つとして大変重要な事業であるということは認識をしているところでございますが、前段申し上げましたように、一層進む高齢化社会を見据えたときに、日常生活の不便さ、そしてまたその心配を少なくしていく、そしてそのことが地域で、先ほども申し上げましたが、生き生きと暮らせる体制作りが必要なのではないかなと

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録 (3 日目)

いうふうに思っているわけでありまして。まさに自助、互助、共助、そしてまた公助という中で、どういう体制が取れるか、今の御質問であります、現段階では、まだ具体的な制度設計はできておりません。場合によっては今後、それぞれの地域の皆さん方の思いと言いますか、しっかり把握もしながら、総合的にどういう体制が取れるかということを検討を進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5番 (永原和男) 町長の任期はあと3年4年と2か年あるわけですから、この2か年の中で、この支援制度の実現を目指していただきたいと思っております。私は今、町長の答弁を聞いていて、大きな視野で見れば、地域包括支援制度にもつながるのかな、というふうに思ひまして、この生活サポート支援制度について、大いに期待をしたいというふうに思っております。

次に、義務教育の保護者負担ゼロの公約であります。

町長は、就任後、最初の年の27年度において、この保護者負担ゼロの予算付けをし、実行されたわけでありまして。私もこの制度は非常に良い制度であるというふうに思っております。

さてそこで、1年経過したわけですが、保護者負担ゼロにつながったのかどうか、町長の認識をお伺いしたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 保護者負担ゼロかどうかというお尋ねでございますが、後ほど教育委員会の方からも答弁していただければよいと思っております。私の思いは、そういうことで、義務教育課程における保護者の負担を、限りなくゼロにしたいということでやりました、27年度予算で組ませていただいて、総額600万くらいでしょうか、という予算を組ませていただいて、今に至っているわけでございます。そういうことで、それぞれ保護者の皆さん方の負担軽減には、それなりに役に立っているであろうというふうに、私自身は判断しているところであります。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5番 (永原和男) それでは教育長に伺いたいと思っておりますが、27年度において、この制度を町長がスタートさせたわけでありまして、保護者負担ゼロに、どのようにつながっておられるのか、簡潔にお願いいたします。

●議長 (小林幸雄) 竹内教育長。

■教育長 (竹内康則) 一番は、学校におけるいろいろの教材費、この購入につきましては、学校側で児童生徒の数量を一括購入するわけでありまして、それらについては、

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録 (3 日目)

ほぼ大方今回の予算の中で支出をしてまいりました。したがって、今町長の話にもございましたが、保護者の負担は限りなく、こと学習教材費について言えば、限りなくゼロになったと、こう判断しております。以上です。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) はい、ありがとうございました。この学級費の問題ですが、学級費につきましては昨年、私もこの場から学級費の決算書を元に議論させていただきました。それで今回質問させていただくに当たって、保護者の方に 27 年度の学級費の決算書を頂戴しようと思って伺いましたら、今年は決算書がないと。ないということは、保護者負担がなかったというふうに、その保護者は理解しているという話でありました。そこで、再度、重ねて伺いますが、そういうことがあったわけですから、27 年度は学級費に係る保護者負担は、なかったということによろしいでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 小林教育次長。

■教育次長 (小林義之) 学級費につきましては、各学年で共通している消耗品ですとか、ドリルですとか、そういうものなどを学級の中、保護者の負担で今までは行っておりましたけれども、ドリルですとか、宿題として出すプリントなどにつきましては県の総合教育センターも、いろいろなプリントとしての資料を作っておりますので、そういうものも利用する中で、今までは 1 万 6 千円近かったものなのですけれども、それを 1 万円くらいに抑え経費の削減をする中で、学校の中で工夫しながらやってきたところであります。1 人 1 万円くらいの公費負担ということで、基本的には学級費として共通するものとしての経費という部分は、なくなったものと思っております。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 学校の中の努力で、保護者負担の軽減につながっているという話がありました。私は学校の中の努力は評価したいと思うのです。しかし、学校の先生たちへの負担が、この分増えているのではないかと思うのです。今言ったような学習の過程のテストとか、そういうものが、先生たちが県のテストですか、いくつか抽出してきて、信濃小中学校版に作って使っているのだと思うのです。そういう部分で、学校の先生たちの負担が増えているということは、どういうふうに認識されているか伺いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 竹内教育長。

■教育長 (竹内康則) 保護者負担の軽減につきましては、長野県教育委員会全体の課題として、一昨年辺りから先生方全員に呼びかけまして、努力をしてまいっているところであります。したがって、塩尻にあります長野県総合教育センターでは、先生方

の 1 日の時間で子どもたちと向き合う時間を大切にしたい、そんな思いから、個々の先生方の、先ほどお話がありましたような負担をできるだけ削減をしていきたい、というようなことで、例えば夏休みの課題帳ですとか、あるいはこの 3 学期の年度末年始初頭の休みの期間でのドリル帳ですとか、1 年の振り返りですとか、そういうものについては、いくつかのメニューを塩尻の教育総合センターの方で用意して、それぞれの学校の進度に合わせた課題の部分を抽出してプリントアウトさせてもらおうと、それをもって、それぞれの学校では自分たちの学校の進度に合った、自分たちの学校の課題に合った部分のみ使って、当該の児童生徒に対して宿題もしくは課題帳ということと与えている。というわけでありますから、プリントアウトする時間と、子どもたちの枚数を印刷する部分、それぐらいの時間は掛かっているかもしれませんが、それは極めて大事なことでありまして、自分たちの教えている授業の内容が児童生徒にどれだけ伝わっているのかということは、当該の先生方は、その都度その都度吟味しながら、今までのような全県 1 本の宿題帳ですとか夏休み帳ですとかではなくて、実施できている、そういう面では、多少印刷する時間は増えても、そのこと自体が学校の先生方にとっては非常に大事な仕事だというふうに考えまして、そんなに負担は掛かっていないというふうに認識をしております。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆ 5 番 (永原和男) 学校の先生たちが、子どもと向き合う時間を確保したいと努力されている、私は、このことはとても大事なことだと思うのです。しかし、現場では教材費の負担を少なくするために、今、教育長が縷々おっしゃったような、県の制度を活用して努力はするのだが、何か学校にはプリンターが 1 台しかないそうですね。プリントアウトも列を作っておると、そんなような内部の情報も、保護者を通して聞こえてくるわけであります。是非その辺の物理的な改善も望みたいと思います。

次、町長に伺います。新規就農者への支援策について、28 年度予算でどのような予算措置を講じられておられるのか、伺います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 新規就農の関係については、27 年度も数件、新規就農でされているということをお聞きしているわけでございます。

私はその前に、新規就農の皆さんに対する支援策という基本的な考え方について、申し上げさせていただきたいのですが、基本的に新規就農される農地は確保した、しかし今度は実際問題、この農機具等々に初期投資が大変掛かってくるであろうと。こういうことをある程度緩和する、そして新規就農なりに一層結び付けたいという思いでいるわけでございます。

その中で例えば今、国の方では、ご存じかと思いますが、農水省の事業で、例えば 45 歳未満の独立自営就農する方、こういう方については最長 5 年としての青年就農給

付金、これは経営を開始する時の経営開始型の支援もあって、28 年度、信濃町でも 4 人ほど、この制度を御利用になっておられる。そしてまた、後段申し上げました、農機具等の負担軽減、これについても制度はあるのです。青年等就農資金ということで、農水省としての制度があるのですが、現実的には、この就農資金の制度をお使いになっている方はいないということであるようでございます。

私は基本的には今、新規就農されている皆さん方が、今の機械器具については農業で言えば農業の里親制度のような、元々そこの農家の指導をいただいて新規就農する、つまりそういった意味での親元さんの農機具を使わせてもらったりというようなことも、お聞きしているわけでありまして。何かその新規に行った時に、本当に農機具を購入する、あるいはリースでも良いのですが、そういう時に何か支援策がないかということをおもっているわけでありまして。たまたま、信濃町ではなくて、先般新聞を見ていましたら同じ長野地域管内で、金額的なパーセンテージで補助するような町村も出てきたようでございますが、そういう方法が良いのかどうなのかということのを、もう少し検討させていただいて、なんとか制度に結び付けたいなと思っております。

今、現実的には、農業振興公社の検討会の中でもそういった課題が出されているということをおも、担当課長の方からもお聞きしておりますので、そういった皆さん方のお声も大事にしながら、どういう立ち上げが良いかということをおも検討していきたいというふうにおもっています。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 新規就農者への支援策、これも私、重要な施策だと思うのです。28 年度において、具体的な支援策はまだ 28 年度は描かれていないようでありまして、これ、本当に真剣に取り組んでいただきたいということをおも、強く要望したいと思おます。

最後に、伝統工芸品産業への支援策です。町長は公約の中でも、この点、私は強調をされているというふうに見ております。この支援策、28 年度予算でどのように具体的に実施をされようとするのか、伺おます。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 伝統的工芸品産業、つまり、信濃町で言えば打刃物産業の関係であります。ご存じのように、大変今、後継者もない、廃業している皆さんも多くなっているというようなことの中で、四百数十年にもわたる、この信濃町の伝統的工芸産業と言おますか、極めて大事な産業だというふうにおもっております。

そういう中で、具体的にその携わっている皆さん方とちょっと具体的な話し合おはまだしておりませんが、関わっている皆さん方とも、どういう支援を望んでおられるのか、そして行く末において、どういう結果をもたらすのかということも真剣に話し合おをさせていただきながら、結び付けていきたいというふうにおもっております。

もう一つは、たまたま県の地方創生の分野の中で、県もこの伝統的産業の支援ということ、今回も柱としても出てきているわけです。今、具体的に県としてどういう支援策を想定されているのか、というようなことも含めて、事務当局で県の方にも問い合わせをさせていただいたりしておりますので、そういった材料を揃えながら、関係の皆さんともまた相談させていただきたいと思えます。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5番 (永原和男) この伝統工芸品産業への支援、打刃物への支援について、今、町長の見解の中に、地方創生とも絡めてこの事業を組んでいきたいという説明がありました。私、ここも本当に重要なことだというふうに思っております。是非、それと前段に、今打刃物の事業に携わっておられる皆さんと、じっくり相談をしたいという話がありました。ここも是非真剣にやっていただきたいと思うのです。

担当課長、今、鍛冶屋さんは何人でしょう。

●議長 (小林幸雄) 伊藤産業観光課長。

■産業観光課長 (伊藤 均) 今現在、11名の職人さんがいらっしゃいます。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5番 (永原和男) 通告がない質問でありましたが、10人から14人というふうに言われているわけです。本当に伝統工芸品産業、打刃物について、もう取り組む、私はここ1年2年が勝負時だと思っているのです。是非、町長の公約の中にも高く掲げられています公約でありますから、是非28年度からこの取り組みを開始していただきたいことを強く求めて、次の質問に移ります。

子ども子育ては、当町の優先課題に位置付けられています。この重要課題に取り組む決意と考えを、伺いたしたいと思います。

まず初めに、福祉医療の子どもの医療費を18歳まで、私は、拡大することを提案をしたいと思えますが、町長の見解を伺います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 今の福祉医療制度の中で、対象年齢の拡大ということでございます。思いは私も一緒でございます。そのことをどう具体化していくか、ということでございます。

今これは国の関係でも、子どもの医療費に係る検討会、これが立ち上がっておりまして、今の福祉医療制度も含めて、国としての方向性を今年の夏までに出そうと、こういうことで、今検討会が開催されているというふうに聞いております。そんな

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録 (3 日目)

中で具体的な内容を言いますと、自己負担のあり方、あるいは医療費助成のあり方等々を含めて、主な 4 項目を検討項目として国が今進めているという段階でございます。

私は、思いは同じだというふうに申し上げたのですが、その中でこれらの動きをしっかりと見極めながら、町として、どういう制度としてできるかということ、また今後課題として進めるべきものは進めるということに対応してまいりたいというふうに思います。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 私が今提案をしたのは、町長、福祉医療制度を、今 15 歳までですが、それを 3 歳延ばして 18 歳まで、延ばしたらいかがでしょうかということ、を提案しました。国に置いている検討委員会は、福祉医療を 18 歳まで延ばすことを検討しているわけではないのです。これは町単独事業でありますから、ひとつ簡潔に、18 歳まで延ばすことについて、また 18 歳まで延ばすとしたら財源はいくらぐらいと踏んでいるか、二点伺います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 今回、28 年度の予算編成に当たっても、検討させていただいた部分でございます。担当課の方からもそんなお話をもいただいたりしながら、いかなものかということであったわけですが、私は最終的に、予算全体の中からはすれば、例えば 15 歳までやっているその部分について、今後国が制度的にどういうふうに財源まで含めて対応してくるのかということも見極めたいという思いで、申し上げたわけで、したがって、その見極めをやりたいということで、今お答えをさせていただいたわけでございます。

具体的に予想金額がいくらなのだというのですが、これ今、担当課長、持っていますか。担当課長から申し上げます。

●議長 (小林幸雄) 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長 (高橋 徹) 今の中学 1 年から 3 年生、その数字を使わせていただきますと、年間で約 200 万円ほどになると思います。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 国の審議会の動向を見るということは大事なことですが、国が今見ておるのは、医療費窓口無料化のペナルティの問題も含めての、私は審議会だと思っているので。町長の思いとすれば、例えば就学前まで国の制度として窓口無料化にするとしたら、0 歳から就学前までの予算が 18 歳の方まで振り向けられ

る、と、そういうようなことを期待しておるのでしょうか。また今、200 万という話がありましたが、私もおよそそのくらいだと思いますが、これは、私はきちんとした根拠を持っていませんから申し上げられませんが、しかし 15 歳までの医療費がそのままスライドするとは、私、思っておりません。これは全国的にも波及効果というのは下がるわけですから、私 100 万とは言いませんが、そんなに大きく莫大なお金が掛かるというふうには思っていないので、是非積極的な方向で、町長、検討はいかがですか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) ですから、検討は始めたのです、この新年度予算を編成するに当たって。ですが、先ほど言いましたように、それは議員からすると、国は国の動きだ、というふうに言われるかもしれませんが、私は町全体の財政の財源も含めて考えたときに、なかなか、そうもいかないということもありまして、今状況を見させてもらって、また方向性を出したいということでございます。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 非常に積極的だったのだと思います、予算編成までは。28 年度をにらんで、18 歳まで拡大したいということを検討されたと。私、それは良いことだというふうに思います。検討した結果、どういう理由で諦めたのでしょうか。国の動向以外の要因について伺います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 物事一つ制度化していくということになったときに、大変、途中で、2・3年でやめるというわけには、なかなかいかないわけなのです。したがって、立ち上げに当たっては、よほど慎重にやらなければいけない。その慎重という中には、健全財政という部分をしっかりと頭に描いて、財源的な手立ても考えておかなければいけないという意味で進めているわけでございますので、是非、元同僚でありますから、その辺十分お分かりかと思しますので、ご理解をお願いいたします。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 町長のおっしゃるのも、それは否定いたしません。しかし予算の規模は、町側は 200 万と見ているのです。私は 200 万も掛からないだろうと見ているのです。町長、一番、町長のおっしゃるように、町の財政状況を勘案するというのは、これは当たり前のことですが、今求められているのは、この町において、子ども子育ての内容をどうやって充実させていけるか、ここだと思っております。是非

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録 (3 日目)

そういう観点でお考えいただき、私は 28 年度の途中でも決断をされることを期待をして、次の質問に移ります。あ、このことに関しては、ちょっと教育委員会にもあれしたのですが、町長、教育委員会が、子どもの医療費の拡充を求めておられるのはご存じですか。信濃町の教育委員会が。

●議長 (小林幸雄) ご存じですか、で、質問を終わりますか。

◆5 番 (永原和男) はい。ご存じですか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 正確には私は把握しておりません。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) それでは教育長に代わって説明をしたいと思います。子ども子育て支援事業計画というのがあるのです。この中で非常に具体的にうたっているのです。町長に理解してもらうために、ちょっと抜粋をしますが、説明したいと思います。「福祉医療、福祉医療給付など、各種経済支援の充実を図る必要があります」と。是非、充実を図っていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

産休明け保育の拡充のことです。教育次長に伺いますが、28 年度の 4 月 1 日を基準日とした場合、産休明けの保育ですから今で言えば予定になるのでしょうか、それぞれの園で、今のところ 0 歳児が何人くらい入園する予定か、伺います。

●議長 (小林幸雄) 小林教育次長。

■教育次長 (小林義之) 現在 0 歳児の保育につきましては、柏原保育園、古間保育園において生後 6 か月を経過した児童を対象にお預かりしているところであります。また各園の定員につきましては、施設の面積基準、保育士配置基準に基づきまして、柏原保育園で 6 名、古間保育園で 4 名としているところであります。今現在、0 歳児につきましては、非常に保育士の数がすぐ必要になりますので、一応予約というような形で事前にこちらの方で把握をさせていただく中で、柏原保育園で今のところ 5 名、古間保育園につきましては今のところ 0 名でございます。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) はい、ありがとうございました。今、教育次長の答弁の中で、信濃町の保育園は 6 か月を経過した子どもしか預からないというのがあります。そ

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録 (3 日目)

れは制度として、そういう制度が日本にあるのですか。信濃町だけの制度ですか。

●議長 (小林幸雄) 小林教育次長。

■教育次長 (小林義之) 今現在は、保育士の数が非常に慢性的に不足している現状がある中で、町独自に運用をさせていただいております。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 私手元に、平成 27 年度保育園入園のしおりを事務の方から借りてまいりました。そこにも書いてあるのです。0 歳児 (満 6 か月から) 入園できます、ということです。これは違う方向から見ると、産休明け保育は受け付けませんということです。産休明けの保育というのは、産前産後 8 週間とした場合、産後 8 週間ということは 2 か月です。ですから産休明け保育は、信濃町としては、保育政策としては行わないということを宣言しているということだと思っております。その辺について、見解を伺います。

●議長 (小林幸雄) 小林教育次長。

■教育次長 (小林義之) 今現在、保育園の 0 歳児につきましては、非常に、0 歳児でありますので、泣いた時の対応ですとか、おむつ交換ですとか授乳ですとか、その後の離乳食の対応など、また安全衛生面などにつきましても、非常に大切な時期でございます。その部分も含める中で、生まれたお子さんにつきましては授乳とかもございまして、その部分におきまして家庭での保育というような形をお願いをしているところであります。また先ほども申しましたとおり、慢性的に保育士を確保するのが非常に厳しい状況でありまして、特に小さいお子さんですと、やはり定員の基準が保育士の割り当てが大きなものになりますので、その分でも確保が非常に厳しいというような中で、そういうような対応とさせていただいているところで

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 私は、12 月の議会で橋崎議員が、いわゆる「育休退園」の問題を取り上げましたが、産休明け保育も、このいわゆる育休退園も、深いところにある問題は、保育士不足だというふうに、私も思います。それで 28 年度に向けて、保育士は、町は何名採用する予定で、今のところ何名確定されていますか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 新年度ですが、保育士の募集も行いました。結果的に 1 名を採

用するという事です。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 1 名採用確保されたということ、これは本当に努力をされた結果だというふうに思います。本当に今、保育士が少ないのです。看護師も少ない状況にあります。保育士の確保という問題について、町でも真剣に取り組んでほしいと思うのです。産休明け保育について、もう一度申し上げますが、産休が終わったら保育をするというのは、私、保育の原点だと思うのです。なんとかやりくりをする中で、この産休明け保育に対応できるような体制作りを要望したいと思います。この子ども子育ての支援計画の中でも、そのことがうたわれています。「保育士を確保して、3 歳未満児を持つお子さんたちの保護者のニーズに応えていきたい」というふうに、うたい上げてありますので、是非、より一層の努力と、年度の途中においても産休明け保育の要望が出てきた場合、対応できるように、是非取り組んでいってほしいというふうに思います。

次に、奨学金制度の問題であります。

町単独事業の奨学金制度、今本当に、改正が求められているというふうに思います。私は、併用制限は廃止しすべきだということを一貫して提案をしています。

そこで、何点かについて伺いたいと思います。まず 27 年度の奨学金制度の実績と、28 年度の応募状況について伺います。

●議長 (小林幸雄) 小林教育次長。

■教育次長 (小林義之) 27 年度、28 年度の応募状況でございます。昨年度、新制度の導入の時期でありました。奨学金の貸付の募集を 4 月に行いましたので、募集期間が遅かったため、応募が 1 名となりました。1 名の方につきましては貸付を開始しているところであります。今年度は募集時期を早めまして、12 月に制度の説明会、また募集を開始したため、2 件の応募がありまして、更に再募集を受け付けたところ、先日も申請書をお持ちいただいた方が 1 名おったところであります。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 今、話を聞いていて、この制度がスタートして 2 年目になるわけですが、この間、教育委員会は何の努力もしていないなんていうふうには、私は言いません。昨年もこの場から、募集をもっと早めてほしいと、私は夏休み頃を目途に早めてほしいということの提案をいたしました。その募集の時期が早まったそうであります。それらの取り組みには、評価をしたいというふうに思いますが、それと関連して順次伺っていきます。

長野県が奨学金制度を作りました。県の制度については 2014 年の制度もあるわけ

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録 (3 日目)

ですが、この平成 28 年度からスタートをする奨学金制度について、概略、簡潔に答弁願います。

●議長 (小林幸雄) 小林教育次長。

■教育次長 (小林義之) 28 年度ですか。私の分かる範囲ですけれども、国、また県でも、子どもの貧困対策というようなことで、現在進めているところでありまして、今まで従来からの高校生に加えまして、26 年度から既に始まっている制度だと思っておりますけれども、生活保護の受給世帯や市町村民税の所得割非課税世帯を対象に、高校生の保護者に対して奨学給付金、それから県内の大学進学のための入学金の給付事業、これは受験料・入学料の一時金として 30 万円を上限として給付をするという制度が、新しく創設されたということで聞いております。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 実施のスタートの時期については、時間がありませんから議論を省きますが、長野県では給付型の奨学金制度をスタートさせたのです。これは本当に全国的にも私はすばらしい制度だというふうに思います。県が、この制度をスタートするに当たっても、広く県民や学校関係者の皆さんの要望が、私は実った一つの例だと思っております。

さて、そこで町の制度との関連で伺います。県のこの制度を使って、奨学金の給付を受けている方は、信濃町の奨学金制度を活用できますか、できませんか。

●議長 (小林幸雄) 小林教育次長。

■教育次長 (小林義之) できません。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 町長に伺います。町長、この条例制定を、横川町長ではありませんでしたが、町長がやったものですから、県の奨学金の給付を受けた場合、町の奨学金制度を受けられないのです。それについて町長はどういう感想を持ちますか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 町の奨学金制度立ち上げに当たっては、過去にも永原議員の御質問に教育長の方からお答えがあったと思うのですが、失礼な言い方ですが、後々の、一つは返済と言いますか、そういった負担も十分考慮しながら、そういった他の制度と言いますか、の併用はなかなか難しいというようなことも理由の一つにあったかと思うのです。私はそういう面では、お借りしていただく、あるいは他の制

度の奨学金制度も使える、これは理想では良いのかもしれませんが、やはり借りていただく、奨学金制度を活用するという皆さんの立場に立ったときに、将来にわたってどうなのかという判断も、これはやはり教育委員会の判断というのも、これは一つ重要な判断であろうというふうに思っています。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5番（永原和男） 今の町長の見解について、私は後でちょっと伺いたいと思いますが、給付制度というのは、お金を、奨学金を貸与するわけではないのです。給付、つまり、返す必要がないのです。返す必要がない有利な奨学金制度を使って、その上、信濃町の奨学金制度を使いたいと言っても、使えないのです。それは制度上、使えないのです。なぜかという、この条例に基づいた規則の中に、給付をもらっている学生は資格要件を欠けるという要件があるのです。資格要件を欠ける、私はこんなことはおかしい話だと思うのですが、教育委員会の見解を伺います。

●議長（小林幸雄） 竹内教育長。

■教育長（竹内康則） 議員さんの今のご質問の中に、ゆくゆくは給付ですから、将来的には町の内容に対して言ってみれば負担が掛からないと、したがって給付制度の件については、資格要件から外すべきだとかこういう御主張だと思うのですが、言われてみますと、後段に県の今の仕組が出てきたと、したがってこれから、制度に盛り込まれています審査会の場で、その点について審査委員の皆さん共々じっくり協議してまいりたいというふうには考えてはおります。以上です。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5番（永原和男） 確認の意味で教育長に再度伺いますが、信濃町の奨学金の資格要件について、資格要件の緩和を検討されると、そういうふうに私、答弁いただいたと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

●議長（小林幸雄） 竹内教育長。

■教育長（竹内康則） 前段の給付という部分につきまして、この要件の取り扱いについて中心的に検討していきたいという思いでございます。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5番（永原和男） 給付という限定がありましたが、今、明確な答弁をいただいたというふうに思います。

私は貸与の部分について、今度議論したいと思うのですが、私はちょっと驚いた

のですが、町長も、奨学金制度を利用された方が将来多重債務に陥るようなことを心配されているがごとな答弁があったと思うのです。教育委員会と同じ見解を持っている。昨年9月議会で、教育委員会に対して私が他の奨学金制度との併用に制限をかけるのは外してほしいと提案しました。その時に教育委員会サイドが「いや、そういうふうにすると、よそからも借りて町からも借りて、将来その学生が多重債務に陥る」と、私は、それは問題発言だというふうに指摘しました。町長に改めて聞きますが、町長も、同じ認識ですか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 私は、申し上げたのは、多重債務ということを申し上げているわけではないのです。ですから、将来にわたって、返済があまりの負担にならない、そういう意味で申し上げているので、誤解のないようお願いしたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5番 (永原和男) 条例制定者の町長が、教育委員会とは違う考えを持っているというので、私も安心しました。そこで伺いますが、町長、この奨学金制度を借りるには、連帯保証人と保証人を付けるのです。連帯保証人と保証人。それでも将来の返済について、町長、不安がありますか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) それは制度として、融資と言いますか、制度を活用していただく、そういう中で、制度として連帯保証人なり保証人をお付けいただくというのは、これは当然のことであろうと思います。そのことが付いているから、どうなのだと、返済でもっと枠を広げても良いのではないのかと、こういう御主張だと思うのですが、それはやはり基本的に連帯保証人はあくまでも連帯保証人ですから、その一定の基準の中での連帯保証をお願いするということで制度ができています。ですから一番の元は、先ほど言いましたように、後年度になって大きな、どうしてもお返しになるという部分は御本人なりが直接の立場になるわけですから、そういうことで、あまり過度な返済額にならないようにということが思いでございますので、今の連帯保証人と、本人の希望する額と言いますか、との話は、今議員さんが言っておられる意図とは違うふうに、私は考えております。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5番 (永原和男) お金を借りた子どもが、将来その借りた奨学金を返済するに当たって滞るようなことがあった場合に、連帯保証人ですから、連帯保証人はお金を借りた人と同じ立場に立つわけですから、お金を返していくわけです。今、町長の

ような御見解でしたら、連帯保証人も保証人も外すべきだと思います。いかがですか。連帯保証人なのでですから。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) むしろ物事のルールとして、例えば金融ルールとしても考えた場合に、そういった連帯保証なり保証人というのは担保するというのは当然の手続き上の問題だと思っております。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 一般論としては町長と全く同じ考えであります。この町の奨学金制度に戻って議論すると、教育委員会にもお伺いしたいと思うのですが、連帯保証人 1 名と保証人 1 名を付けるわけです。何のために付けるかというのと、先ほど申し上げました、将来の返済の担保のために付けるわけです。なおかつ連帯保証人、保証人については、保証する力があるかどうか教育委員会はチェックするわけです。連帯保証人、保証人について担保されているにも関わらず、町の奨学金を貸与しないとする理由について伺います。どうして連帯保証人、保証人が付いているのにお金を貸し付けないのですかということを知っているのです。教育長いいですか。

●議長 (小林幸雄) 竹内教育長。

■教育長 (竹内康則) 保証人、連帯保証人があるにも関わらず、併用をなぜ認めないのかという、こういう御主張かというふうに思うのですが、前段にもお話がありましたように、町の大切な基金をベースにさせていただいて、なおかつ年間 5 名という制限枠の中で、未永くこれは運用をしていかざるを得ない制度であるとの認識がございまして、私どもとすれば、まず返還というのは 100 パーセント必要であると。加えて、借りられた学生さんが返還のしやすいような条件、そういうものを総合的に加味した上での、今回の制度の設計だというふうに、私は認識しているところであります。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 私がお尋ねしたのは、連帯保証人と保証人が付いて、保障しているわけです。教育委員会は、それぞれの方の保証力をチェックをするわけです。これ金融機関で、お金の融資をお願いに行って、連帯保証人まで付けてお願いに行った場合、却下されたということは、その連帯保証人の保証能力を否定するということです。教育委員会は、それぞれの方の保証力をチェックしているにも関わらず、お金を貸し付けないということは、それらの方々の連帯保証人と保証人は信用できないと、そういうことになるのですが、いかがですか。

●議長 (小林幸雄) 竹内教育長。

■教育長 (竹内康則) 議員さんの主張のように、私は受け止めておりません。私どもは制度の中で、明確に審査会というのを設置させていただきまして、審査委員の皆様にも現状を報告させていただいて、妥当だと、こういう御判断の中で貸付が実行される、こういうことでございます。加えて、今の議員さんの方の御発言だと、教育委員会が審査、保証人あるいは連帯保証人の、言ってみれば質について否定していると、したがって拒否すると、こういうことをおっしゃっているのですが、全体の制度の中での併用制度という部分については、御勘弁いただきたいと。それはいろいろ理由があるのですが、年間5人しかいらっしゃらないと、加えて、ゆくゆくまでずっと、未来永劫的に続けざるを得ない制度設計になっているという総合的な判断の中で、そうした併用の言ってみれば禁止と、こういう制度を組み立てているとだと思っております。したがって、保証人さん、あるいは連帯保証人さんの質そのものを教育委員会が否定している、審査会が否定したということには当たらないのではないかと、そういうふうに思います。以上です。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5番 (永原和男) 私は、この議論をしていくと、教育委員会の奨学金に対する視点が、私は、ずれているのだと思います。教育委員会なのです。この制度の設計に当たって、教育委員会は教育基本法にのっとって本当に設計されたのでしょうか。教育基本法は、経済的な理由で、学びたいのに就学を諦める、そういう子どもたちをなくすために自治体が頑張らなければいけないと決めたのが教育基本法でしょう。今の信濃町の奨学金制度は、私に言わせれば、ある程度収入のある家庭でしか受けられない制度です。それと大勢応募してきたら困るごとな発言がありました。良いではないですか。10人も20人も応募してきたら、一番経済的に窮している人から決めていけば良いのですから。真の意味での奨学金制度にする必要があると思うのですが、まだ教育委員会は多重債務にこだわった見解しか持っていないというふうに思うのです。教育委員会の中では委員さんの議論として、この多重債務問題についてはどのような議論がされましたか。

●議長 (小林幸雄) 竹内教育長。

■教育長 (竹内康則) 具体的にはそうした1件ごとの、こういう場合は、こういう場合は、というような議論については、これまでは委員会の中ではしておりません。制度全般にわたっての事務局からの説明を受けまして、この方式で当面スタートしましょうと、こういうことで来ております。以上です。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆ 5 番 (永原和男) 最後になりますが、教育委員会に私は強く求めたいと思うのです。奨学金制度をどういう目的で作ったのかという原点に、もう一度立ち返っていただきたいと思うのです。それは返してもらいお金が滞るようでは困ります。そのために連帯保証人と保証人も付けるという制度になっているわけでありますから、私は広く教育委員会の中で、多重債務を恐れるが故に併用制限をこのまま続けるのかどうか、本当に教育委員会という視点の下で検討をいただくことを強く求めて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

● 議長 (小林幸雄) 以上で、永原和男議員の一般質問を終わります。
この際、2 時 10 分まで暫時休憩といたします。

(午後 2 時 00 分)